

職種	介護職員
就業場所	能代市社会福祉協議会 訪問介護事業所（能代市上町1 2番4号）
雇用形態	准職員（パート）雇用期間の定めはありません
仕事の内容	訪問介護事業所における介護業務 ○利用者宅を訪問し、日常生活介助を行います。食事・排泄・入浴等の生活援助や身体介護をしていただきます。 ○訪問先は能代市内で、自己所有車を使用して頂きます。 ※私有車の業務使用中に、事故など第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、自動車保険で対応できる部分以外は本会が負担します。 ○訪問件数は1日当たり4～5件程度です。
必要な免許・資格	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級または旧2級課程修了者のいずれか 普通自動車運転免許（AT限定可）
必要な経験など	訪問介護員の経験は問いません。
加入保険など	労災保険
雇用条件	
1. 賃金	時給 1,005 円（生活介護）、時給 1,207 円（身体介護）
2. 通勤手当	毎月 31,600 円まで（通勤距離による）
3. 資格手当	8,000 円（介護福祉士などの資格所有） 4,000 円（介護職員初任者研修修了など）
4. 処遇改善手当	毎月 2,000 円 ≪ 1ヶ月の給料の目安（介護福祉士の場合） ≫ ①生活援助 10 時間/週 1,005 円×週 10H = 10,050 円 ②身体介護 10 時間/週 1,207 円×週 10H = 12,070 円 給料 = (①+②) × 4.3 週 + 資格手当 + 処遇改善 + 通勤手当 = (10,050 円 + 12,070 円) × 4.3 週 + 資格 8,000 円 + 処遇改善 2,000 円 + 通勤手当 = 105,116 円 + 通勤手当
5. 賞与	年 2 回 30,750 円～79,950 円×2 回 勤続年数により金額が変わります。6 月と 12 月に支給。
6. 特定処遇改善一時金	3 月に一時金として支給（4 月～3 月分） 介護職員 3,700 円（一月当たり）
7. 就業時間	6:00～23:00（1 日 4～5 時間程度）
8. 休日	休日はシフトによります。土曜日または日曜日の出勤は月に 1～2 日程度です。 勤務時間、休日等については相談に応じますので、子育てや孫のお世話の合間にお仕事ができます。

提出書類	○履歴書 1部 ○資格証の写し 1部
備考	61歳以上の方は、雇用期間（年度毎）の定めがある有期職員での採用となります（原則更新）。